

令和5年度霧島市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度霧島市水道事業会計決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出
霧島市長 中 重 真 一